



平成10年度第3回総会報告

3月26日（金）キャピトル東急ホテルにおいて、新エネルギー・リサイクル等PFI推進協議会平成10年度第3回総会が開催されました。当日は、通商産業省産業政策局の江崎局長にご出席頂き、約1時間にわたり議事が進められました。

はじめに、通商産業省産業政策局の江崎局長と、本協議会会長である株式会社荏原製作所の前田社長よりご挨拶をいただきました。引き続き、事務局より平成10年度の活動、決算見込み、欧州視察結果が報告された後、平成11年度の活動として、規約改正と活動内容の審議が行われました。



新エネルギー・リサイクル等PFI推進協議会
前田 滋 氏

議事次第

1. [報告] 平成10年度の活動について
 - (1) 活動報告
 - (2) 決算見込み
 - (3) 欧州視察結果
2. [審議] 平成11年度の活動について
 - (1) 規約改正
 - (2) 活動概要

■ 平成10年度の活動経緯

平成10年4月23日	平成10年度第1回幹事会
4月27日	平成10年度第1回総会
6月15日	PFIシンポジウム開催
	自治体セミナー開催
6月3日	関東通産局セミナー
6月12日	近畿通産局セミナー
6月19日	東北通産局セミナー
6月22日	北海道通産局セミナー
6月26日	中国通産局セミナー
6月26日	中部通産局セミナー
6月29日	沖縄総合事務局通商産業部セミナー
7月13日	九州通産局セミナー
7月15日	四国通産局セミナー
7月22日	中国通産局セミナー（米子）

平成10年10月2日	平成10年度第2回幹事会
10月19日	平成10年度第2回総会
11月11日	「企画運営委員会&部会」準備会
12月	ニューズレター第1号発行
12月	企画運営委員会と5部会の設立&活動
12月1~4日	PFI法案の早期設立&平成11年度（PFI関連）税制改正に関する国会議員への陳情活動
12月17日	セミナー開催（東京）
平成11年2月	ニューズレター第2号発行
2月22日~3月3日	イギリス・デンマーク企業視察
3月19日	PFI関西シンポジウム開催
3月26日	平成10年度第3回総会
3月26日	PFI東京シンポジウム開催

平成10年度5部会調査研究報告

新エネルギー・リサイクル等PFI推進協議会に設置した5つの部会における調査研究報告を、『平成10年度調査研究最終報告書』より抜粋して紹介します。『最終報告書』の執筆は、各部会メンバーの担当が行い、各部会長がとりまとめました。

■廃棄物発電事業の事業シミュレーション シミュレーション部会

部会長 : (株)タクマ
メンバー : (株)荏原製作所、(株)日本リサイクルマネジメント、国際航業(株)、(株)大林組、石川島播磨重工業(株)、(株)日本総合研究所、(財)エンジニアリング振興協会

当部会では、自治体が行った一般廃棄物処理に対して、民間がこれをPFI事業として行った場合どうなるかについて、20年間の業務全体を表現できるツールを作成した。

PFI事業においては2つの考え方が重要になる。1つは、VFM (Value for Money : 一定の支払に対して最も価値の高いサービスを提供する) の原則が買われる必要があるということ。2つ目は、VFMが向上したか否かを評価する指標としてPSC (Public Sector Comparater) があること。PSCとは、当該公共施設整備を公共自身で行い、運営した場合の一定期間全体に及ぶ財政負担を試算したものであり、VFMを判断する上で基本となる指標とされている。

PSCを算出するにあたっては、当該事業を実施するために必要となる公共施設の整備に係るコスト(建設費)と、運営に係るコスト(運営費)の合計として求めることができる。自治体側がPSCを算出する際に気を付けることは、現在使用している施設の費用ではなく、これから要求される性能(例えばダイオキシン対策等)を満たした施設を建設する場合の費用で検討しなければならないことである。つまり、PSCの検討においては、「民間事業者と同様な要求性能を満たす施設を公共が整備、運営した場合のライフサイクルコスト」として求めることが適切である。

本協議会メンバーのうち、一般廃棄物処理事業を

実施している市町村、事務組合(42団体)にアンケートを行ったところ(回収率74%/31団体)、現状の施設の建設費や運営費は小さいことがわかった。年数の経った施設は建設費が安く、新しい施設ほど高くなり単価はここ数年上昇している。運営費も必要な項目が十分に含まれていなかったと思われる。自治体において財務データが把握されていない場合は、PFIのメリットの検討が十分にできない可能性もあり、民間事業者のためにも、これらの財務データは必要に応じて公開されることも求められる。

■廃棄物発電事業における租税、補助金の影響 租税・補助金等部会

部会長 : 清水建設(株)
メンバー : (株)荏原製作所、日本開発銀行、国際航業(株)、(株)日本総合研究所、(株)エンジニアリング振興協会

市町村等の行う廃棄物処理事業に対しては、施設整備や事業運営に係わる国庫補助金や地方交付税交付金等の制度が存在する。したがって、PFI事業によって市町村等の財政負担が軽減されるかを判断するには、これら制度がPFI事業にも適用されるのかが焦点となる。また、民間事業者によるPFI事業に対しては、これまでの制度に従うなら課税があると考えられる。つまり、PFI事業では市町村等の歳出の一部が歳入となって還流してくること、さらにその一部が国の歳入に回ることも配慮する必要がある。

このようなことから、PFI事業の成立条件である「官が行ったときより民が行ったときの方が、処理コストが安くなる」は、若干複雑になる。すなわち、「官が行ったときより民が行ったときの方が、国の歳出負担が少なくなる」(条件A)かつ「官が行ったと

きより民が行ったときの方が、市町村の歳出負担が少なくなる」(条件B)が成立条件となる。

仮にPFI事業に国の財政的措置がなされない場合、市町村の歳出負担額だけをもとに条件Bが成立するようティッピングフィー(自治体が支払う廃棄物処理委託料)を算定するならば、その水準は極めて低いものになる。この場合、PFI事業のもう一つの成立条件である「民間が事業として継続できるだけのキャッシュフローをプロジェクトが生み出す」が満たされなくなる恐れが強い。したがって、国の財政的措置は条件Aの範囲内でPFI事業にも講じられることが期待される。さらに、シミュレーション部会の作成したツールを用いての試みで、租税制度の一部の減免は、PFI事業を成立させるために有効であることが立証された。

なお、当部会の討議の中で「特別会計方式」の租税・補助金制度が創設できないかとのアイデアが出された。PFI事業から発生する法人税等の国税を「PFI特会」とし、事業の補助金や交付金の財源として活用するものである。こうしたアイデアを検討することも大きな課題であると思われる。

■プロジェクトファイナンスと廃棄物発電事業への適用

ファイナンス部会

部会長 : 日本開発銀行
 メンバー : 大成建設(株)、(株)熊谷組、(株)さくら銀行、(株)住友銀行、(株)日本総合研究所、(財)エンジニアリング振興協会

まず、PFI事業に係るファイナンスの考え方、特に基本になると考えられるプロジェクトファイナンスについて解説する。これまで日本企業は、主としてコーポレートファイナンスによる資金調達を行ってきた。企業の信用に基づく資金調達形態であり、信用力が十分であれば、融資の対象となる事業の内容に関わらず弾力的に資金調達が可能である。ただし、事業のリスクをすべて出資者が負担するため、事業の規模が大きくなるほど出資者が抱えるリスクが大きくなる。

一方プロジェクトファイナンスとは、ある特定の事業から生じる収入だけで借入を返済するという資金調達手法である。このファイナンスの基本的な考え方は、ある事業に関わるリスクを出資者と銀行がいかに負担するか、つまり出資者と銀行のリスク分担である。事業リスクの一部を銀行が負担することにより、出資者にとって事業リスクの分散が図れる。

プロジェクトファイナンスは、起こり得るリスクを事前に想定し責任分担の基本的考え方をあらかじめ整理しておくことがベースになっている。次に、廃棄物発電事業の特長を考えてみる。

- (1) 廃棄物を扱う
 - ①住民の理解、②要許認可、③規制強化の方向、④処理を要する廃棄物量、⑤発電事業としての売電価格、⑥灰処理
- (2) 自治体固有の業務
 - ①自治体には基本的に信用がある、②地方自治体の財政上の制約と廃棄物発電事業の位置付け、③自治体の関与の度合いが重要なポイント、④自治体間の調整
- (3) 政策支援の有無、程度
- (4) 技術革新が生じている分野

これら特長を踏まえて、当事業において生じうるリスクを整理してみる。

- (1) 環境問題・技術問題による完工遅延、コストオーバーラン、操業停止など
 - ①住民合意がとれず建設できない→自治体負担
 - ②試運転段階のトラブル、コストオーバーラン等→メーカー・建設業者負担
- (2) 操業停止時の対応(各種保険など)
- (3) 収入の安定性確保
- (4) 事業破綻時の対応
- (5) 環境規制強化、補助金打ち切り、優遇税制廃止など将来の政策変更、政治リスク(これらは自治体や国が主となって責任を負うべき)

日本ではプロジェクトファイナンスの導入に必要な基盤が整っていないため、PFI事業では当面コーポレートファイナンスも利用されると考えられる。今後、自治体との諸契約の締結など、一定の要件を満たす案件を手始めに、プロジェクトファイナンスが活用されていくと考えられる。

■廃棄物発電事業分野でのPFI事業と規制緩和

法制度部会

部会長 : 大成建設(株)
 メンバー : (株)タクマ、新日本製鐵(株)、(株)鴻池組、(株)日本総合研究所、(財)エンジニアリング振興協会

当部会では、PFI事業にかかる法制面の問題点を検討するため、国内4ヶ所のプロジェクトに関し、ヒアリングを行った。

- ・神奈川県リース方式
- ・三重県広域RDF発電
- ・茨城県（鹿島共同再資源化センター）
- ・千葉県（株式会社かずさクリーンシステム）

この結果から平成9年度最終報告書の内容を見直し、以下の課題について更に検討することとした。

- ①産掃法における「再委託禁止」の見直し
- ②「一廃・産廃の合併処理事業へのプロジェクトファイナンスの導入の可能性」の検討
- ③パブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）についての更なる議論

次に、同報告書の追補として廃棄物処理法の問題点を挙げる。事業フローの順に、PFI実現を支えるために規制緩和等が望まれる点を抽出した。

- (1) 事業計画段階
 - ①PFI事業者が一般廃棄物処理の実施主体として位置付けられる
 - ②一般廃棄物処理計画の見直しを柔軟に行える
- (2) 地域調整段階
 - ①広域的な処理を行う場合、特定事業の選定以前に関係市町村の合意が不可欠
 - ②民有地で処理施設が整備される場合でも、市町村の関与は必須
- (3) 事業者の選定

委託の条件を具体化。新規参入を必要以上に抑制しない
- (4) 契約段階

民間事業者の責任をより明確にしておく
- (5) 許認可手続き

条件付けの項目を明らかにする

■廃棄物発電分野でのPFI事業を進めるために

推進部会

部会長 : (株)熊谷組
 メンバー : (株)大林組、清水建設(株)、(株)日本リサイクルマネジメント、石川島播磨重工業(株)、(株)日本総合研究所、(財)エンジニアリング振興協会

当部会は平成11年1月11日～4月9日までの間に5回の部会を開き、下記の項目を主として検討した。

- (1) 廃棄物発電分野における実施方針策定についての検討
- (2) 民間事業者の視点からのPFI推進のための要望
 - (1) について、PFI推進法案では、実施方針について第四条～第六条で位置付けがされている。つまり実施方針には、民間事業者選定時の募集要項としての必要事項のみならず、特定事業選定に関する事項も含まれる。また、定められた実施方針は遅滞無く公表されなければならない。これは透明性向上の面でかなり評価される。

この他に、当部会で出た意見は以下のとおり。

- ・英国のPFI方式による選定方法等を参考にするのはよいが、そのままわが国の廃棄物発電事業にあてはめるのは問題が多い。
 - ・従来の発注手順の枠組を使用する場合に、その手順はあくまで請負者を選定するための手順であり、実施方針に記載すべきは民間事業者を選定するための手順であること。
 - ・事業権契約締結から工事着工までの期間を数ヶ月見込む必要がある。
- (2) について、ここでは当部会の要望のみを示す。
 - ・PFI事業に投資できる資金の確保
厚生年金基金の資金をPFIに使用できるように規制緩和を行う等
 - ・BOT方式の採用
本報告書では、運営期間満了後に施設を撤去するという条件でシミュレーションを行っている。現在の税制では、解体撤去費用の積立てが費用として認められていない。BOT方式として、PFI事業で建設した施設の撤去費は自治体が積立てる方法が望ましい

シンポジウム報告

【PFIが拓く関西新世紀 —実施方針ガイドラインを受けて—】

主催：通商産業省、新エネルギー・リサイクル等PFI推進協議会、社団法人関西経済連合会

協力：公共建築物等PFI推進協議会

期日：1999年3月19日（金）

場所：リーガロイヤルNCB

シンポジウム議事次第

- 主催者挨拶——近畿通商産業局産業企画部長 檜木 俊秀 氏
社団法人関西経済連合会ベイエリア委員会委員長 野村 明雄 氏
- 基調講演——「PFIと関西経済」
大阪大学大学院国際公共政策研究科教授 林 敏彦 氏
「PFIの最近の状況等について」
通商産業省産業政策局新規産業課長 杉田 定大 氏
- パネルディスカッション—「PFIが拓く関西新世紀」
パネリスト：駐日英国大使館金融参事官 ロバート ジョン エバンス 氏
大阪府審議室長 竹内 脩 氏
関経連ベイエリア開発専門部会メンバー
／日本開発銀行大阪支店企画調査課長 根本 祐二 氏
三井物産株式会社PFI事業推進グループ主席 美原 融 氏
モデレータ：株式会社富士通総研常務取締役 光多 長温 氏



通商産業省産業政策局
新規産業課長

杉田 定大 氏

■PFIと関西経済

大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
林 敏彦 氏

PFIの真髄というのは、DBFOと言われる方法、つまりデザイン、ビルト、ファイナンス、オペレーション、この全てを民間が行うことです。しかし、日本でPFIを取り入れるには難しい部分も確かにあります。公共インフラなどを例にしますと、その管理者は道路法や公安法、空港整備法、河川法、都市公園法、その他公共財産の管理者というのが公共に限られることになっています。これを特殊法人や公共法人、あるいはPFIの主体にも拡大していかなければならないという問題があります。

また、日本型PFIの特徴の1つとして言えることは、国や地方公共団体の関与が大きい、例えば補助金や税制上の優遇措置、あるいは土地を提供したり出資もするということです。公共的な事業を推進しようとするときに、どうしても公、官の錦の御旗があったほうが進

めやすいという風土があるのです。これを変えていくのはなかなか大変なことだろうと思います。

今、行政の情報公開や透明性の確保が求められていますが、PFIで期待される効果に公共事業契約の透明性が向上することがあげられます。すべてをテーブルの上で新しく契約ベースで決めていくというやり方なので、新しくてなじみが少ないとも言えます。抵抗感があるかもしれませんが、逆にこれを突破口として新しいビジネスの展開が考えられるわけです。

PFIを進めるにあたり、政府に求められる対応としては、アカウントビリティを向上させるとか公共サービスのニーズの的確な把握が必要になります。これを全部オープンに説明して、契約書ベースで進めるということは、非常に大変になります。ですから行政でも相当勉強して、専門的知識を蓄えていく必要があるかと思っています。

民間の側では、ビジネスプラン、設計力、企画力、想像力、さらには長期的コミットメントが必要になります。

それから、コンソーシアムの組み方やファイナンスの立て方など、スキームを考えていなければいけません。事業者のほうでも、ハードのインフラの建設、管理、運営、その上で提供されるサービスの運営、これらが合わさったものと考えていかなければいけません。そして、何より必要なのは、公共部門から注文を受けるという待ちではなく、公共部門にサービスを売るという気迫です。

関西では、大阪湾ベイエリア法という法律で、臨海地域や後背地域の面的な整備、あるいは広域的なコーディネーションをやるという考え方ができ上がっています。これがPFIの下地になるのではないかと思います。しかし、関西には関空の後遺症があるような気がします。関西の財界の中には、あれで随分痛い目に遭った、だから民活はこりこりという発想があるのではないかと勝手に思っています。

旧来の民活事業とPFIの違いは、相乗りで責任がよくわからない形で、責任の押しつけあいになっていってしまうような組織ではなくて、民が主導権を持って、自分の責任でやれる、要するに全部任せきりにしてもらえるところです。ここを生かすか殺すかというのが、民の心意気とか気迫、創造力とかになってくると思います。

これまでのPFIというのは、施設整備、市街地の開発、箱物というようなイメージが強かったと思います。これまでも関西からビジネスアイデアはたくさん巣立ち、ベンチャーも育っております。ですから、関西からソフトに対するPFIの知恵をいろいろ開発していただけないだろうか、という気がします。例えば教育とか、芸術活動とか、ソフトビジネスとしてある種の公共性を持ったサービスを民間事業社が実施して、公共に売るという発想がぜひ育っていただきたいと思います。(要約)

■PFIの最近の状況等について

通商産業省産業政策局新規産業課長
杉田 定大 氏

PFIの基本方針は、約1年くらいの時間をかけながら各省と相談をしているところですので、ある程度早くできると思います。また実施方針につきましても、民間事業者や学識経験者の意見もいただきながら素案を作っているところです。

公共事業の中の約1割がPFI事業でなされているイギリスも、本格的にPFI事業がスタートするのに2~3年かかっています。日本も今のうちに法律を作りビジネスチャンスを作ることで、2~3年後にはPFIが活かされていくのではないかと考えています。

イギリスで行われているPFI事業は、庁舎や刑務所、病院、学校、それから電気通信、ITビジネス、そしてソフト部分もこれに含まれています。このように、従来公共セクターでしかやれないと考えていたものが、民営化やアウトソーシングされて、今PFIへと成長しているのです。

PFIでは、国や地方自治体など、ある程度ソブリンギャランティがされているところを相手に商売をすることから、将来のキャッシュフローが描きやすくなります。これにより、プロジェクトファイナンスのような手法で銀行からも融資が受けられるという、新しい仕組み作りを推進することになります。

日本の場合、公共事業ではスペックが決まり、標準単価が決まり、その中でコストの競争をするという仕組みです。このスペックが、民間事業者提供を求めるサービス内容や水準、つまりアウトプットスペシフィケーションに当たるわけで、これにたどりつくプロセスは問われません。これをバリューエンジニアリングと呼んだりしますが、その意味では、新しいもの、よりコストパフォーマンスのいいシステムをいかにように入れ込みやすい仕組みといえます。

プロジェクトファイナンスでは、出資者は出資以上のことはやらないという意識があります。ですから、当然債務保証などはなるべく避けるようにファイナンスの仕組みを作ろうとします。つまり十分なリスク管理が必要になるのです。リスク回避をするためには、地方自治体や国から長期の委託契約をするときに、民間事業には最低の収益を保証する、能力や成果に応じてインセンティブも与えましょうという形で利益を出せるようにします。一方で、バリュー・フォー・マネーのコンセプトに従い、我々は税金で公共事業やサービスをするよりは安くすむことが実現されるよう要求します。

これからは、このようなことを契約書に記載してお互いをしっかり拘束しあうことが必要です。これは官民の役割分担の見直しになり、行政改革にもつながっていくことです。これまで不十分だった協定や契約を変えるのがこのPFIであるということもぜひご理解を賜りたいと思います。(要約)

【PFI 具体化プロジェクトの推進 —実施方針ガイドラインを受けて—】

主催：通商産業省、新エネルギー・リサイクル等PFI推進協議会
 後援：社団法人経済団体連合会、日刊工業新聞社
 期日：1999年3月26日（金）
 場所：キャピトル東急ホテル



通商産業省産業政策局長
江崎 格 氏

シンポジウム議事次第

- 主催者挨拶 —— 通商産業省産業政策局長 江崎 格 氏
 新エネルギー・リサイクル等PFI推進協議会 前田 滋 氏
- 基調講演 —— 「英国PFIの実務」
 プライスウォーターハウスクーパース・パートナー ナイジェル・ミドルトン 氏
 「官からのPFI 民からのPFI」
 三重県地域振興部長 梅田 次郎 氏
- パネルディスカッション —「PFI 具体化プロジェクトの推進」
 パネリスト： プライスウォーターハウスクーパース・パートナー ナイジェル・ミドルトン 氏
 三重県地域振興部長 梅田 次郎 氏
 社団法人日本プロジェクト産業協議会専務理事 有村 彰男 氏
 株式会社日本総合研究所上席主任研究員 井熊 均 氏
 モデレータ： 株式会社富士通総研常務取締役 光多 長温 氏

■英国PFIの実務

プライスウォーターハウスクーパース・パートナー
 ナイジェル・ミドルトン 氏

本日で紹介するのは、イギリスの市町村が主導権をとって、家庭内、また企業の廃棄物全体の処理にかかわるというプロジェクトの話です。埋め立て用のごみの利用から、エネルギーのリサイクルまですべてその市町村が主導権をとって行うということであり、それを民間に任せようという方法です。

イギリス国内では、廃棄物処理については、環境的な観点から大いなる圧力がかかかってきています。今よりもっとリサイクルを増進しなくてはいけない、かつ有用な廃棄物の回収をもっと増やさなくてはいけない、そしてそれを有用な用途に転換していかなければなりません。これまでごみは埋め立て用に使われていたのですが、あまり埋め立て先がなくなってきていますし、EUからの規制も厳しく、埋め立てしにくくなっています。

こうなると、公的部門としては廃棄物処理に大幅な

投資が必要になります。しかし、先進国はおしなべて廃棄物の量が増えているという問題を抱えていますし、地方団体のレベルでは財政困難という課題も背負っています。そこで、民間部門と協力し合う動きが出てきたのです。

PFIプロジェクトの主な目的は、バリュー・フォー・マネーを長期的に達成することです。公共部門は資本が少ないので、設備投資は民間部門が行います。ですから、調達のプロセスにおいて注意深く交渉して、それぞれの移転されるリスクを評価し、民間部門がそのリスクをよりよく管理できるかということの評価していかなくてはなりません。

そこには、埋め立て税の問題、数量リスクの問題があります。かなり資本投資をしたのに収入が少ないとか、予期していない形で数量が減るといった可能性があります。そのような状況においては、我々は保証を提供します。これにより、プロジェクトは安全に銀行からのファイナンスを得ることができます。

もう一つ、リサイクル、回収の分野、余剰収入の問題

もあります。公共部門が期待した以上の廃棄物が処理された場合に予期されるものです。しかし、民間部門は自由に管理の方法を選び、コストを下げることができます。そしてアップサイドは入札によりシェアすることができ、マージンを高めることが可能です。すなわち、民間部門はイノベーションをしてサービスを提供し、リスクをとることができる、そしてよりよいマージンを生むことができます。

こうして、地方自治体はバリュー・フォー・マネーのよいサービスが得られます。廃棄物管理の責任を統合した形で、民間部門の事業者に移転することができるのです。その結果、インターフェースリスクが最低限に減ります。一方、民間部門へは、埋め立てをうまく管理して廃棄物からの回収率を高めることによって、ベネフィットを得るようなインセンティブが入っています。このように、廃棄物管理において問題を抱えている場合は、PFI事業により、迅速に解決策を得ることができるのです。

(要約)

■官からのPFI 民からのPFI

三重県地域振興部長
梅田 次郎 氏

三重県の行革は、量的な削減ないしは増加などはとりあえず問わずに、目的、成果志向、結果重視といったことから政策評価を行おうとしています。この改革を3年間続けてきた後に、ちょうど東紀州交流拠点事業が動き出すところでした。これは、従来の第三セクターで行う予定の事業でしたが、この行革があり、PFIの勉強もしていましたので、PFIのスキームでやろうということになりました。

イギリス、ニュージーランド、アメリカ等々、今世界的に潮流になっているニューパブリックマネジメントの考え方は、市場メカニズムを活用して競争原理を導入していくのと、業績、結果、成果に基づいて経営・管理していくという、その2つの仕組みをパブリックセクターに導入しようとするものです。その1つ目の競争原理導入の中で、PFIが生まれました。

競争原理を導入するのにも、直接的に利用する場合と、擬似的に公的部門内に競争原理を導入するものがあります。これは、官が独占的なサービスの供給者であるところを突き破ろうとしたものです。エージェンシー化と

言われることも、企画部門と実施部門を分けて、実施部門を民間企業と競争させながらサービスを提供していくもので、内部に市場原理を持ち込むという考え方です。私たちは、PFIを使ってできるだけ競争原理を持ち込み、官庁側の組織分化の大いなる改革を目指すことがベースにあって、取り組んでいるのです。

競争原理を導入してなるべく現場の裁量権を拡大しようということは、官側の事業であっても、民間の裁量をできるだけ生かしていくことでもあり、また、官側の組織分化の改革が必ずなければなりません。そのために、結果重視という評価システムが必要になります。ですから、官と民との間、また官の中でも契約的なシステムに変わっていかなければならないというのが、ニューパブリックマネジメントの考え方です。

PFI推進法案は早く成立させていただきたいと思います。しかし、行政改革的な、従来に行われてきた流れを改革する志向度が強くなければ、いくら制度を整備しても実効が上がらないでしょう。方法論から入っていくと原点が見失われてしまい、実効が上がらなくなる恐れがあるからです。その原点とは、極端に言えばお互いのもたれ合いと無責任体質を脱却して、きちんと評価をし、お互いにリスクも含め契約をしていくといったシステムへ持っていくことではないかと思っています。

最後に、従来の公共事業といわばPFI事業の形式論的な区別はぜひやめて、そのアウトカム、いわゆる成果から見た同等性というものを強く意識し、かつ主張しなければ、このPFIの本当の意味での推進は将来できないのではないのでしょうか。法案の整備を始め、各種システムの整備も当然進められるべきですが、意識面の原点というものも、常に考えていなければならないと思います。

(要約)



平成10年度海外視察調査報告

海外の先進的諸国において、廃棄物発電や風力発電、リサイクル等、環境保全分野の公共施設整備が、どのような官民のパートナーシップのもとに実施されているかを調査、把握し、日本におけるPFI導入に対する示唆を得る目的で、欧州企業の視察を行いました。

期 間：平成11年2月22日～平成11年3月3日

訪問都市：イギリス（ワイト島、バーミンガム、カーディフ、カークリーズ）
デンマーク（コペンハーゲン、ナイブルク）

調査団メンバー：

永井 津二	(株)荏原製作所
兼本 慎司	月島機械(株)
中田 康之	日本開発銀行
吉成 勉	三菱重工業(株)
坂口 昌彦	(財)エンジニアリング振興協会
須田 隆明	(財)エンジニアリング振興協会
村上 伸一	(財)エンジニアリング振興協会
足達 英一郎	(株)日本総合研究所
石田 直美	(株)日本総合研究所

1. 主要調査内容

(1) イギリスにおける廃棄物発電施設等

既に事業権契約の締結されている2つの廃棄物発電プロジェクトについて、自治体と事業会社双方の側から、PFI導入の意図や交渉などさまざまな経緯について調査を行う。また、実際に民間委託で運転がなされている廃棄物発電施設も訪問し、その実態を把握する。さらに、都市再開発を企図したPFIプロジェクトとして有名なカーディフについても、関係者へのインタビューなどを通じてPFI事業に対する理解を深める。

(2) デンマークにおける風力発電リサイクル施設等

新エネルギー分野として風力発電事業に注目し、国内発電量の1割を風力発電により賄おうとしているデンマークのエネルギー庁、並びにリサイクル分野としてマテリアル・リサイクル処理を行うデンマークの民間企業を訪問し、当該分野における官民連携のあり方について調査を行う。

2. 訪問先リストと概要

(1) ワイト島 アイランドウェイストサービス

(イギリス ワイト島)

かつてのワイト島の廃棄物処理は、県がごみ処理責任を有しており、処理事業（リサイクルも含む）については県及び民間2社が実施していた。この体制では、包括的な廃棄物ができないという問題を抱えていた。1996年、県及びワイト島内の市が統合され、行政の体制が統合地方自治体に移行したのをきっかけに、廃棄物処理を包括的に実施する気運が生まれた。

英国では民営方式による廃棄物処理が基本とされていたが、PFIプロジェクトを地方自治体が実施すると特別な交付金が交付される補助制度ができ、統合地方自治体はPFI方式による廃棄物処理サービスの方法を模索した。本プロジェクトが、英国で初のPFIによる廃棄物処理事業となる。

(2) タイズレー廃棄物発電施設

(イギリス バーミンガム)

バーミンガム市の廃棄物処理の民間委託を受けている民間業者。バーミンガム市は、1926年からごみ焼却を実施している。当時から収集車のバッテリーの充電を焼却エネルギーにより行っていた等の先進性を有していた。

契約期間は25年間。期間満了後は施設をバーミンガム市に移管する。契約前、バーミンガム市は焼却場を1ヶ所、中継施設を2ヶ所、市民ごみ持ち込み場所を5ヶ所所有していたが、契約と同時にこれらもSPCに移管された。1996年12月にコミッション試験が完了し、現在3年目の稼働である。

(3) カーディフ港湾開発公社

(イギリス カーディフ)

カーディフ再開発は国(ウェールズ省)のプロジェクトであり、独立行政法人としてのカーディフ開発公社が担当している。カーディフ再開発は3つのプロジェクトからなる。

① 第1プロジェクト

湾を土手で囲い淡水化する。これによりウォーターフロント開発が進む

② 第2プロジェクト

旧国鉄の線路を撤去し港湾地区とショッピングセンターを結ぶ道路(ブートアベニュー)を建設する

③ 第3プロジェクト

50km郊外までトラム(路面電車)を建設する

1995年には、これら再開発を行政側で行うこととしていたが、年末に財政危機に陥り、資金難から政府は民間資金を導入することを決定した。当時、既に住宅、学校、刑務所、道路などでPFIの実績があった。

(4) カークリーズ廃棄物発電プロジェクト

(イギリス カークリーズ)

カークリーズでは、廃棄物処理のPFIを実施、現在契約が終わり炉の建替えを行っている段階である。元々他市町村と共同で処理をしていたが、厳しい規制に対応できない焼却炉を閉鎖し、他の方法でのごみ処理を行うことを模索していた。しかし方向が定まらないので、単独でのごみ処理の実施を決め

た。96年末に焼却炉を閉鎖、現在は全量を埋立処理している。新しい焼却炉は、既存の施設の近くに自治体が購入した土地に立地する。新しく整備する中継所の土地も自治体が購入した。土地は自治体が負担し、その分処理料金を安くしている。

今中央政府は、自治体がPFIをやりやすいよう官民のJVを許容するなどやり方を変えている。

(5) デンマークエネルギー庁

(デンマーク コペンハーゲン)

国のエネルギー政策としては、「エネルギー21世紀計画」がある。これは2005年に1988年対比で二酸化炭素を20%削減、2030年には50%削減の水準で安定化させようというものである。このために、非化石エネルギーの比率を年間に1%ずつ増やすこととし、2030年には35%にする計画。ただし、現在は9%である。非化石エネルギー源としては、わら、木材、エネルギー植物、廃棄物、バイオガス、ソーラー、温度差、地熱、風力がある。

風力発電の21世紀計画は、現在1,100MWの発電容量を2030年までに4,000MWにしようというもの。これは、2030年において国内の電力発電量の50%を風力発電にする計算である。

廃棄物処理については、デンマークでは熱利用をまず考えている。処理、地域熱供給はコムーネ(自治体)の責任であり、中央官庁はコーディネーターに過ぎない。ただし、廃棄物政策の優先順位は、予防→再生→焼却→埋立の順で、再生が極めて重要である。デンマークの廃棄物発電は専ら自治体直営によるものである。

(6) ケムコントロール社

(デンマーク ナイブルク)

Chemcontrol a/sは、全国の275団体が出資して出来た組織であるコムネケミ社(現在は株式会社)の関連会社で、ノウハウを商業的に販売している。

この処理工場は、街に近いところに立地しているのが特徴であり、最も近いところ(600m)に保育所がある。従って、環境面での配慮に十分気を使っている。イギリスの環境規格EMASなどの認証を受けている。

3. 視察結果のポイント

(1) イギリス

- ① 交付金の存在が自治体へのPFI普及の鍵に
Revenue Support Grantという特別交付金。
用途は限定されず、PFI以外にも使用可
- ② 高いサーマルリサイクルへの期待
- ③ 契約内容は「総合的廃棄物処理」
可燃ごみ以外のごみ処理、埋立地の維持管理等
を含む。事業者は全面的に廃棄物処理サービスの担い手
- ④ 事実上の併せ処理が実現
商業用廃棄物や産業廃棄物との併せ処理を実施
- ⑤ 事業者への資産軽減への配慮
自治体保有の資産（焼却施設、埋立地等）が民間事業者に移管され、最終年度に返還
- ⑥ PSCは必ずしも絶対ではない
厳密に計算せず、簡単なガイドという認識。
PFIの本質は「リスクの移転」にあり
- ⑦ 廃棄物処理システムとしての優劣とコストの両面から評価
- ⑧ コーポレートファイナンスの適用
強力なスポンサー企業の存在（債務保証等）

(2) デンマーク

- ① 廃棄物処理は行政がノンプロフィットで行う方がよいとの認識
廃棄物処理＝「公共性の高い業務」。焼却施設からは徹底的な地域熱供給・発電を行う
- ② 産業廃棄物にも積極的に公共関与
- ③ 個人からの民間資金活用というもうひとつのPFI
エネルギー政策の基本は脱石油と再生可能エネルギーの拡大。風力発電には助成があり、個人投資家による投資が増加



